

高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針 新旧対照表（抜粋）

改定案	現行
<p>高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針</p> <p>農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第5条の2第1項及び農業機械化促進法施行令（昭和40年政令第209号）第2条の規定に基づき、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を次のように定めたので、同法第5条の2第5項の規定に基づき公表する。</p> <p>農林水産大臣　鈴井　善之</p>	<p>高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針</p> <p>農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第5条の2第1項及び農業機械化促進法施行令（昭和40年政令第209号）第2条の規定に基づき、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を次のようになります。同法第5条の2第5項の規定に基づき公表する。</p> <p>農林水産大臣　若林　正俊</p> <p>我が国の農業の機械化については、農業生産力の増進と農業経営の改善を図る観点から、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）等における試験研究及びその成果の実用化を促進するとともに、各種の融資、助成等の措置を通じて高性能農業機械等の計画的な導入に努めてきたところである。</p> <p>一方、我が国社会は、経済の発展、国際化の著しい進展等により大きな変化を遂げ、農業就業人口の減少、農業者の高齢化の進行等我が国の食料・農業・農村をめぐる状況は大きく変化するとともに、食の安全と安心の確保に対しても、国民の関心が非常に高まっている。</p> <p>このような中で、経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開していくためには、地域条件に即した農業への構造改革を加速化するとともに、農畜産物の安定供給を図り、更に、環境への負荷を可能な限り減らす環境と調和した生産や地域資源の循環利用による持続的な農業生産及び循環型社会の形成を図ることが重要な課題となつてお</p> <p>り、このためには農業機械化をなお一層促進することが急務となつてている。</p> <p>こうした現状を踏まえ、農畜産物の生産コストの縮減を図りつつ、農業の更なる省力化、農業生産資材の節減等に資する高性能農業機械を開発するとともに、その実用化を促進し、これを農業者等が効果的に導入することにより、農業生産力の増進と農業経営の改善を図つていただくための所要の措置を講ずることとした。</p> <p>以上の考えに立脚して、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を定めるものとする。</p>

既 定 案	現 行
<p>第 1 研究機構が行う高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象とすべき高性能農業機械等、その実施方法に関する事項</p> <p>1 試験研究の対象とすべき高性能農業機械</p> <p>農畜物の生産コスト縮減に資する高性能農業機械のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 農作業の更なる省力化に資する機械</p> <p>先端技術の活用等を通じた、機械化が遅れている作目の生産における機械化一貫体系の確立、一層の高能率化を実現する新たな機械化一貫体系の確立等に資する高性能農業機械</p> <p>ア いちご収穫ロボット イ 加工・業務用キャベツ収穫機 ウ たまねぎ調製装置 エ 高機動型果樹用高所作業台車 オ 可変径式TMR成形密封装置 カ 高精度てん菜播種機 キ 中山間地域対応型汎用コンバイン</p> <p>(2) 環境負荷の低減及び農業生産資材の効率利用に資する機械</p> <p>農業生産資材の節減、地球温暖化の防止に向けた温室効果ガスの排出削減等に資する高性能農業機械</p> <p>ア 果樹用農薬飛散制御型防除機 イ 高精度高速施肥機 ウ 高精度畑用中耕除草機 エ 玄米乾燥調製システム</p> <p>(3) (削る)</p>	<p>第 1 研究機構が行う高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象とすべき高性能農業機械等、その目標及びその実施方法に関する事項</p> <p>1 試験研究の対象とすべき高性能農業機械 (新設)</p> <p>(1) 地域条件に即した農業への構造改革の加速化に資する機械</p> <p>野菜、果樹等機械化が遅れている作目の生産における機械化一貫体系の確立、既存の機械化一貫体系の高度化及び中山間地域における農業の労働負担の軽減に資する高性能農業機械</p> <p>ア 野菜接ぎ木ロボット用自動給苗装置 イ いちご収穫ロボット ウ 汎用型飼料収穫機 エ 低振動・低騒音型刈払機 オ 中山間地域対応型防除機 カ キ (新設)</p> <p>(2) 安心な農畜産物の供給に資する機械</p> <p>農畜産物の生産過程における高度な品質管理及び生産、流通及び消費の過程における情報の管理に資する高性能農業機械</p> <p>ア 生体情報測定コンバイン イ 生体情報モニタリングシステム ウ 乳頭清拭装置 (新設)</p> <p>(3) 持続的な農業生産及び循環型社会の形成に資する機械</p> <p>環境と調和した生産、地域資源の循環利用に資する高性能農業機械</p> <p>ア 環境保全型汎用農薬飛散抑制型防除機 イ 果樹用農薬飛散抑制型防除機 ウ 高精度畑用中耕除草機 エ いも類の収穫前茎葉処理機 オ せん定枝粉碎搬出機</p>

改定案	現行
<p>2 試験研究の目標</p> <p>(1) 農作業の更なる省力化に資する機械</p> <p>ア いちご収穫ロボット</p> <p>ロボット技術による収穫適期の果実の選択収穫</p> <p>イ 加工・業務用キヤベツ収穫機</p> <p>加工・業務用キヤベツの高能率な収穫に要する基本技術</p> <p>ウ たまねぎ調製装置</p> <p>たまねぎの球以外の部位の自動切除に要する基本技術</p> <p>エ 高機動型果樹用高所作業台車</p> <p>果樹園のせん定、摘果、収穫作業等における高能率な移動に要する基本技術</p> <p>オ 可変径式TMR成形密封装置</p> <p>TMRの粗包量に応じたロールベール状の成形及び密封</p> <p>カ 高精度てん菜播種機</p> <p>てん菜の高精度かつ高能率な播種</p> <p>キ 中山間地域対応型汎用コンバイン</p> <p>小区域における稻、麦、大豆、そば、なたね等の多様な作物の収穫に要する基本技術</p> <p>(2) 環境負荷の低減及び農業生産資材の効率利用に資する機械</p> <p>ア 果樹用農薬飛散制御型防除機</p> <p>噴霧方向、噴霧量等の適正制御による農薬の高精度かつ高能率な散布</p> <p>イ 高精度高速施肥機</p> <p>作業速度及び肥料の物性に応じた散布量の適正制御による高精度かつ高能率な施肥</p> <p>ウ 高精度畑用中耕除草機</p> <p>混潤土壤条件下における高精度かつ高速の中耕除草及び培土</p> <p>エ 玄米乾燥調製システム</p> <p>高水分粉の粉切り及び玄米の乾燥に要する基本技術</p> <p>(削る)</p>	<p>2 試験研究の目標</p> <p>(1) 地域条件に即した農業への構造改革の加速化に資する機械</p> <p>ア 野菜接ぎ木ロボット用自動給苗装置</p> <p>育苗トレイから接ぎ木ロボットへの野菜苗の自動供給</p> <p>イ いちご収穫ロボット</p> <p>ロボット技術による収穫適期の果実の選択収穫</p> <p>ウ 農用型飼料収穫機</p> <p>自走式の収穫機による青刈りとうもろこし、牧草、飼料用稻等の多様な飼料作物の収穫、細断及びロールベール状の成形</p> <p>エ 低振動・低騒音型刈払機</p> <p>刈払機の操作部の振動及び騒音の低減</p> <p>オ 中山間地域対応型防除機</p> <p>小型かつ軽量の移動式防除機による不定形(ほ場)の畦畔からの農薬散布</p> <p>カ (新設)</p> <p>(2) 安全で安心な農畜産物の供給に資する機械</p> <p>ア 生体情報測定コンバイン</p> <p>コンバインによる水稻の収穫時における生体量、品質等の生体情報の測定</p> <p>イ 牛体情報モニタリングシステム</p> <p>搾乳ユニット自動搬送装置に搭載した給餌装置と連動して利用できる乳牛精密飼養管理システムによる牛の個体別の乳量測定及び乳房等牛体情報のモニタリング</p> <p>ウ 乳頭清拭装置</p> <p>洗浄水、ブラシ等を用いた装置による乳頭の汚れの効果的な除去</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 持続的な農業生産及び循環型社会の形成に資する機械</p> <p>ア 環境保全型汎用薬液散布装置</p> <p>トラクター又は乗用型管理機に搭載した散布装置によるドリフト及び作業者被曝の低減及び高精度かつ能率的な薬液散布</p> <p>イ 果樹用農薬飛散制御型防除機</p> <p>噴霧方向、噴霧量等の適正制御による農薬の高精度かつ高能率な散布</p> <p>ウ 高精度畑用中耕除草機</p>

改正案	現行
3 試験研究の実施方法	
(1) 委託研究及び共同研究の実施 研究機構は、2の目標を効率的に達成するため、委託研究及び共同研究を実施するものとし、開始後3年を目途に高性能農業機械等の開発を行うこととする。	湿潤土壤条件下における高精度かつ高速の中耕除草及び培土 工 いも類の収穫前茎葉処理機 作業機による収穫前いも類の茎葉等の引き抜き及び処理 才 せん定枝粉碎搬出機 作業機による果樹のせん定枝の拾い上げ、粉碎、収容及び搬出
3 試験研究の実施方法	
(1) 委託研究及び共同研究の実施 研究機構は、2の目標を効率的に達成するため、委託研究及び共同研究を実施するものとする。委託研究については、開始後3年、共同研究については、開始後5年を目途に高性能農業機械等の開発を行うこととする。	(1) 委託研究及び共同研究の実施 研究機構は、2の目標を効率的に達成するため、委託研究及び共同研究を実施するものとする。委託研究については、開始後3年、共同研究については、開始後5年を目途に高性能農業機械等の開発を行うこととする。
(2) 研究推進体制の整備 研究機構は、研究開発体制を整備するとともに、必要に応じて、独立行政法人等の研究機関、産地等と連携協力して研究開発を推進するものとする。	(2) 研究推進体制の整備 研究機構は、研究開発体制を整備するとともに、必要に応じて、独立行政法人等の研究機関と連携協力して研究開発を推進するものとする。
第2 (略)	第2 (略)
第3 (略)	第3 (略)
第4 その他高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する事項 1 高性能農業機械等の開発及び実用化の促進に関する事項	第4 その他高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する事項 1 高性能農業機械等 (1)・(2) (略)
2 特定高性能農業機械の導入及び利用に関する事項 1 特定高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項 ア 地域に新たに導入される機械の操作及び整備に関する技能を習得させることにより、その効率的な利用を図るよう、次の事項を推進するものとする。 イ 研修ニーズに対応した研修計画の策定及び研修の実施 ウ 技能認定を受けたオペレーターの活用 エ 農業者の経営改善に必要な機械化情報の適切な提供	2 特定高性能農業機械 特定高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項 地域に新たに導入される機械の操作及び整備に関する技能を習得させることにより、その効率的な利用を図るよう、次の事項を推進するものとする。 (1) 研修ニーズに対応した研修計画の策定及び研修の実施 (2) 技能認定を受けたオペレーターの活用 (3) 農業者の経営改善に必要な機械化情報の適切な提供 (新設)
(2) 特定高性能農業機械の導入及び利用に際して留意すべき事項 ア 生産コストを縮減するため、特定高性能農業機械の導入及び利用に際しては、以下の事項について留意するものとする。 イ 農業機械による燃料消費量の低減に向けた適正な点検整備及び作業方法の実践 イ 農業機械の効率的な稼働に向けたほ場外の移動時間の短縮等に資するほ場の面的 集積の促進	(2) 特定高性能農業機械の導入及び利用に際して留意すべき事項 ア 生産コストを縮減するため、特定高性能農業機械の導入及び利用に際しては、以下の事項について留意するものとする。 イ 農業機械による燃料消費量の低減に向けた適正な点検整備及び作業方法の実践 イ 農業機械の効率的な稼働に向けたほ場外の移動時間の短縮等に資するほ場の面的 集積の促進

定 案	現 行
<p>作物及び品種の組合せ並びに作期分散技術の導入を通じた農業機械の稼働日数の確保</p> <p>集落農等において農業機械を共同で利用する場合における既存の農業機械の適正化、作業委託の活用等を通じた効率的な機械利用体系の構築</p>	<p>3 農作業の安全性の確保</p> <p>(略)</p> <p>(1) 型式検査に合格し、又は安全鑑定基準に適合した機械の導入並びにこれら機械の適正な利用及び管理</p> <p>(2) 地域の実情に応じた農作業安全管理指針の策定及びその周知徹底</p> <p>(3) 地域の実情に応じた農作業安全指針の策定及びその周知徹底</p> <p>(4) 農道、ほ場等の農作業環境の点検及び危険箇所の改善並びに安全で快適な農作業現場の構築</p> <p>(5) 女性、高齢農業者等の個々の安全知識や機械操作技術レベルに応じた研修、講習会等の実施による安全意識の啓発</p> <p>(6) 地域の農作業安全対策の推進に役立つ農作業安全情報の効果的な提供</p>
<p>農作業事故の発生実態及びその原因の把握・分析並びにこれら的情報の効果的な活用</p>	<p>4 流通体制の整備に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(1) 海外展開等を通じた効率的な農業機械の供給及び農業経営の規模等に応じた農業機械の選択に資する情報の提供</p> <p>(2) 生産コストの縮減等の観点を踏まえたリース方式、レンタル方式等の多様な導入方式の活用</p> <p>(3) 中古農業機械の流通に関する情報提供、中古農業機械を整備する者の養成及び中古農業機械の評価に関する研修の実施</p> <p>(4) 長期にわたる補修部品の安定供給の指導、農業機械修理整備施設の適切な整備及び農閑期の定期点検の実施</p> <p>(5) 使用済み農業機械に係る適正処理の推進に関する啓発及び情報の提供</p>